

(注) 高齢者講習とは、道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する講習をいう。  
 1の(2)の表中「同9時30分」を「同10時30分」に、「同2時00分」を「同3時00分」に改め、同(3)の表中「所轄警察署」を「住所地を管轄する警察署」に、「御船及び大津」を「大津及び御船」に改め、同(4)の表中「所轄警察署」を「住所地を管轄する警察署」に改め、同の(注)を削る。

**熊本県公安委員会告示第14号**

平成14年5月24日熊本県公安委員会告示第7号(道路交通法第108条の2第1項第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第8号の2、第11号、第12号及び第13号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間)の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行する。

平成17年4月1日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

9を次のように改める。

9 法第108条の2第1項第11号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間は、次のとおりとする。

(1) 優良運転者に対する講習

場 所	期 日	受付時間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	日曜日から金曜日まで	午前8時30分から 同10時30分まで 午後1時00分から 同3時00分まで
住所地を管轄する警察署(熊本北、熊本南、熊本東、大津及び御船の各警察署を除く。)	指定された日	午前8時30分から 同11時30分まで 午後1時00分から 同4時30分まで

(2) 一般運転者及び違反運転者等に対する講習

場 所	期 日	受付時間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	日曜日から金曜日まで	午前8時30分から 同9時30分まで 午後1時00分から 同2時00分まで
住所地を管轄する警察署(熊本北、熊本南、熊本東、大津及び御船の各警察署を除く。)	指定された日	午前8時30分から 同11時30分まで 午後1時00分から 同4時30分まで

**熊本県公安委員会告示第15号**

平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号(熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域)の一部を次のように改正し、平成17年4月1日から施行する。

平成17年4月1日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

1の表熊本北警察署新地交番の項位置の欄中「清水新地三丁目」を「清水新地五丁目」に改める。

1の表玉名警察署野口駐在所の項を削り、同表玉名警察署鍋駐在所の項中「同」を「同岱明町」に改め、「大野下」の次に「、山下、高道、浜田」を加え、同表玉名警察署古閑駐在所の項中「下前原」の次に「、野口」を加える。

1の表大津警察署栄駐在所の項及び大津警察署合志交番の項を削り、同表大津警察署菊陽交番の項の次に次のように加える。

合志交番	同合志町大字豊岡	合志町大字福原(県道大津西合志線以南)、竹迫(県道大津西合志線以南)、幾久富(主要地方道大津植木線(バイパス)以南)、豊岡(主要地方道大津植木線(バイパス)以南)、栄(主要地方道大津植木線(境界からバイパス)以南)
------	----------	---

1の表大津警察署竹迫駐在所の項所管区域の欄を次のように改める。

合志町大字福原（県道大津西合志線以北）、竹迫（県道大津西合志線以北）、幾久富（主要地方道大津植木線（バイパス）以北）、上庄、豊岡（主要地方道大津植木線（バイパス）以北）、栄（主要地方道大津植木線（境界からバイパス）以北）
--

1の表小国警察署管轄署所在地の項中「、上田、黒淵」を削り、同表小国警察署北里駐在所の項中「西里」の次に、「、上田」を加え、同表小国警察署杖立駐在所の項所管区域の欄中「下城」の次に、「、黒淵」を加え、同表小国警察署赤馬場駐在所の項中「中原」の次に、「、満願寺（黒川、田の原、小田、白川、瀬の本、大谷山を除く。）」を加え、同表小国警察署満願寺駐在所の項を削る。

1の表御船警察署滝水駐在所の項を削り、同表御船警察署上野駐在所の項中「同」を「同御船町」に改め、「田代」の次に「、滝尾、水越、七滝」を加える。

1の表宇城警察署管轄署所在地の項中「不知火町（高良（鹿児島本線以東）、御領）」を削り、同表宇城警察署三角交番の項中「（大口、手場、里浦を除く。）」を削り、同項の次に次のように加える。

不知火交番	同 不知火町	宇城市不知火町、松橋町（東松崎、豊崎、南豊崎、御船、浅川、砂川）
-------	-----------	----------------------------------

1の表宇城警察署豊川駐在所の項を削り、同表宇城警察署豊野駐在所の項中「同」を「宇城市」に改め、同表宇城警察署不知火駐在所の項、宇城警察署松合駐在所の項及び宇城警察署大岳駐在所の項を削り、同表宇城警察署砥用駐在所の項中「竹の谷」の次に「、畝野、遠野、大井早、洞岳、涌井」を、「豊富」の次に「、甲佐平、川越」を加え、同表宇城警察署金木駐在所の項を削り、同表宇城警察署網津駐在所の項中「（長部田、小部田を除く。）」を削り、同表宇城警察署長浜駐在所の項を削り、同表宇城警察署網田駐在所の項中「（新地、田平、引の花を除く。）」及び「（塩屋を除く。）」を削り、「赤瀬町」の次に、「長浜町」を加える。

1の表八代警察署日奈久交番の項の次に次のように加える。

田中町交番	同 田中西町	八代市大村町、上野町、海土江町、田中町、田中東町、田中西町、田中北町、古閑上町、古閑中町、古閑下町、古閑浜町、永碇町、高島町、高小原町、井揚町、沖町、松崎町
-------	-----------	--

1の表八代警察署八千把駐在所の項及び八代警察署松高駐在所の項を削る。

1の表芦北警察署管轄署所在地の項中「乙千屋」の次に「、海浦」を加え、同表芦北警察署小田浦駐在所の項を削り、同表芦北警察署田浦駐在所の項中「井牟田」の次に「、小田浦」を加える。

1の表水俣警察署管轄署所在地の項中「、洗切町、幸町」及び「（大窪を除く。）」を削り、同表水俣警察署水俣駅交番の項中「月浦（三年が浦）」を「洗切町、幸町、湯出、長崎、南福寺」に改め、同表水俣警察署袋駐在所の項中「（三年が浦を除く。）」を削り、同表水俣警察署湯出駐在所の項を削り、同表水俣警察署葛渡駐在所の項中「（大森を除く。）」及び「（下村を除く。）」を削る。

1の表人吉警察署二日町交番の項中「東間下町」の次に「、上永野町、下永野町、上戸越町、下戸越町、鹿目町」を加え、同表人吉警察署中原駐在所の項中「、上永野町、下永野町、上戸越町、下戸越町、鹿目町」を削る。

1の表牛深警察署河浦駐在所の項中「、河浦」の次に「、今田」を加え、同表牛深警察署新合駐在所の項を削り、同表牛深警察署宮野河内駐在所の項所管区域の欄中「宮野河内」の次に「、立原、新合」を加える。

正 誤

平成17年3月9日熊本県告示第250号（知的障害者福祉法に基づく事業者の指定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

熊本県知事 潮 谷 義 子

ページ	正	誤
1	グループホームあゆの里	グループホームあゆみの里

平成17年3月23日熊本県告示第326号（指定居宅サービス事業所の廃止）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

熊本県知事 潮 谷 義 子

ページ	正	誤
47	社会福祉法人小川町社会福祉協議会	社会福祉法人芦北町社会福祉協議会